

はじめに



少子高齢社会が進展する中において、国際化や高度情報化の進展、地球規模での環境問題への対応など、日本は時代の大きな変革期にあります。

また同時に、地域主権の本格的な到来に備え、都市としての自立性を高め、自らの知恵と努力により個性あるまちづくりと効果的かつ効率的な都市経営を行うことが求められる時代でもあります。

そうした時代の中、本市がこれからの10年間、市民の皆様とともにまちづくりに取り組む指針となる第5次総合計画を策定いたしました。

この総合計画では、中長期的な視野のもとに総合的かつ計画的な行政運営を行って、“活力と魅力のある草津”を創出していくため、『出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち 草津』を将来のまちの姿として掲げております。

今後、地方自治の新しい時代にふさわしい自律した草津のまちを目指し、文化・教育・環境・経済などあらゆる分野で滋賀県全体を先導する中核的な都市としての自負と責任を持って、市民の皆様が生き生きと輝き、安心して暮らすことができるまちづくりを展開し、草津の人とまちに“ふるさと草津の心”^{シビック・プライド}が生み出されるよう取り組んでまいります。

この総合計画の策定では、市民会議における議論やワークショップによるアイデアの抽出など、できる限り多くの市民の皆さんの御意見を反映できるよう様々な方法での市民ニーズの掘り起こしに努めてきました。今後の計画の進捗についても、市民の皆様とともに評価してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりまして、御指導や御提言をいただきました総合計画審議会委員、草津市議会議員の皆様をはじめ、総合計画策定市民会議委員、総合計画策定懇話会委員の皆様、「座・でいすかす」や市民意識調査などでまちづくりについて貴重な御意見、御提言をいただきました市民の皆様から厚くお礼を申し上げます。

平成22年3月

草津市長 橋川 渉



春をつげる、満開の桜並木と菜の花のコントラスト

全国有数の広さと美しさを誇る、烏丸半島周辺のハスの群生



昔ながらの風景を今に残す湖辺に飛来するコハクチョウ

晩秋の夜の宿場町草津を彩るイベント「くさつ街あかり・華あかり・夢あかり」



“元気”と“うるおい”のあるまちを目指して

まちの姿

本市には、古くから陸上・湖上の要路があり、多くの人やものが行き交い出会う中で生まれた街道文化が、美しい自然と人の関わり合いの中で育まれて、今日に息づいています。

そして、大都市圏へのアクセスが整った、生活の利便性が高い職住近接のまち、あるいは、大学のあるまちとしての魅力から、ファミリー世帯の転入や学生の流入が継続しています。

こうした動きが“若い力”となって地域に広がり、市民活動もますます活発となる中で、湖南地域の中核的な都市としての広域的視野にも立ったまちづくりを行い、「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「憩う」など市民生活の多様な広がりに応えられるまちとして、さらなる発展を目指しています。

基本構想

平成21(2009)年12月22日議決
平成22(2010)年度から平成32(2020)年度まで

出合いが織りなす ふるさと “元気”“うるおい”の あるまち 草津

kusatsu

将来人口

平成32年
135,000人

将来の草津市では、まちづくりに対する高いところざしによって、琵琶湖のほとりの自然環境と人々の活動が調和し、美しさ、心地よさ、うるおいと生活の豊かさ、“ふるさと草津”への愛着と草津市民としての私たちの誇りが生み出されています。



高いところざし

将来ビジョン

街道文化が息づくまちは、いつも出合いと交流に満ちて、誰もが、互いを尊重し認めあい、学びあい磨きあいながら、“受け継いだもの”や“新たなもの”などの交わりにふれて知恵と心を育み、生き生きと輝いています。



出合いと交流

その輝きは、人から地域、産業などへも行き渡ってまち全体の元気・活力となって市民の夢を育み、草津の気風・文化などに市外からも親しみと憧れを集める“新しい魅力”を創り出して、人々の間に様々な感動を広げています。



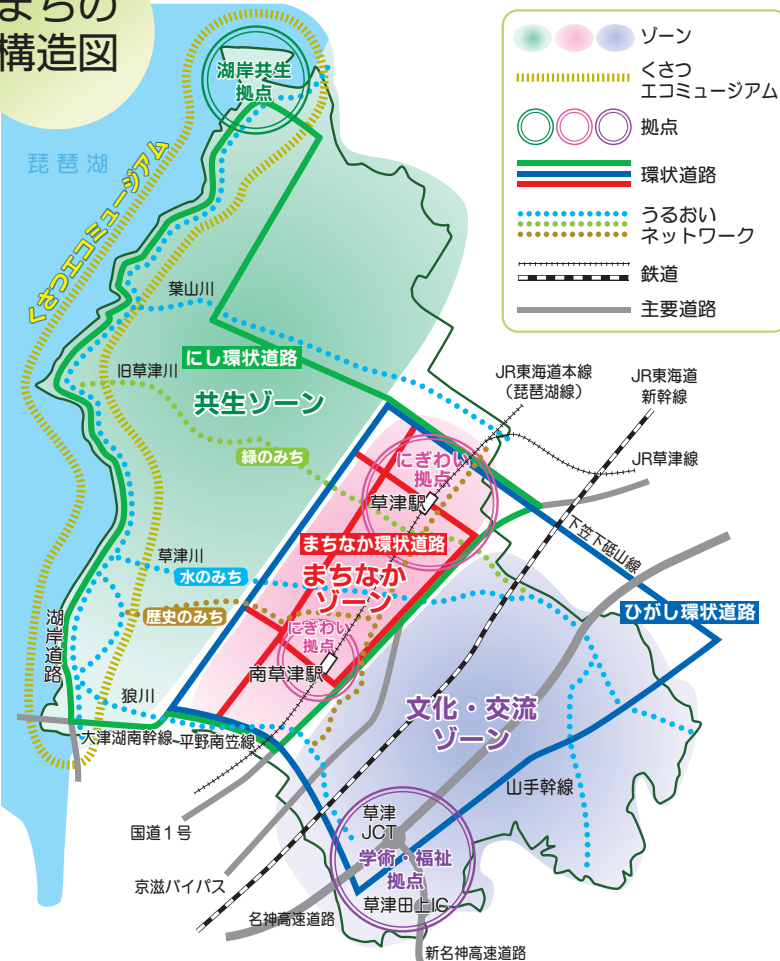
親しみと憧れ

市民・地域・大学・企業・行政等の「協働」を軸に市民自治の仕組みが丁寧に組み立てられており、文化・教育・環境・経済などあらゆる分野で滋賀県全体を先導する自負と責任を持ちながら、周辺の自治体とともにさらなる未来を拓こうとする、力強い地域経営が行われています。



自負と責任

まちの構造図



まちづくりの基本方向

将来ビジョンに基づいて基本構想期間において行うまちづくりは、すべて私たち草津市民がともに進めるものであり、以下の4つを基本方向とします。

■「人」が輝くまちへ

出合いとふれあいの豊かさによって、人々が互いを尊重しあう人権文化が開花するまちをつくっていきます。
また、誰もが生涯を通じて楽しく学び、生きがいを持ち、市民文化を守り育みながら、それぞれの個性を生かして輝いていけるまちをつくっていきます。

■「安心」が得られるまちへ

地域における自助・共助・公助の役割分担と相互連携のもと、幼少期から高齢期まで、障害のある人もない人も誰もが等しく、生命と健康と暮らしが守られるまちをつくっていきます。
また、災害に強く、事故や犯罪のない、安心して生き生きと生活できるまちをつくっていきます。

■「心地よさ」が感じられるまちへ

琵琶湖をはじめとした自然環境に、人々の様々な活動が調和する持続可能なまちをつくっていきます。
そして、草津に暮らす人々や、草津を訪れる人々にとって、ぬくもりや季節の移り変わり、心地よさがいつも感じられるまちをつくっていきます。

■「活気」があふれるまちへ

農業や商工業、観光などの振興を図り、市内外の多様な結びつきを創出して、地域産業の全体の活力を高めていきます。
また、地域コミュニティ活動、多岐にわたるテーマに応じた市民活動の活発化を促進し、地域に暮らし働くなかに、人・物・情報・技術の多様な交流を導いて、市全体から活気があふれ広がるまちをつくっていきます。

行政の姿勢と役割

■ 地域経営への転換

持続可能で確かな地域経営を行うため、市民にわかりやすく、市民ニーズを踏まえた適切な行財政マネジメント（運営管理）を行います。
併せて、行政自らの政策形成・遂行能力の向上に努め、事業の効率化と広域連携の推進に努めます。

■ 協働のまちづくりの基盤強化

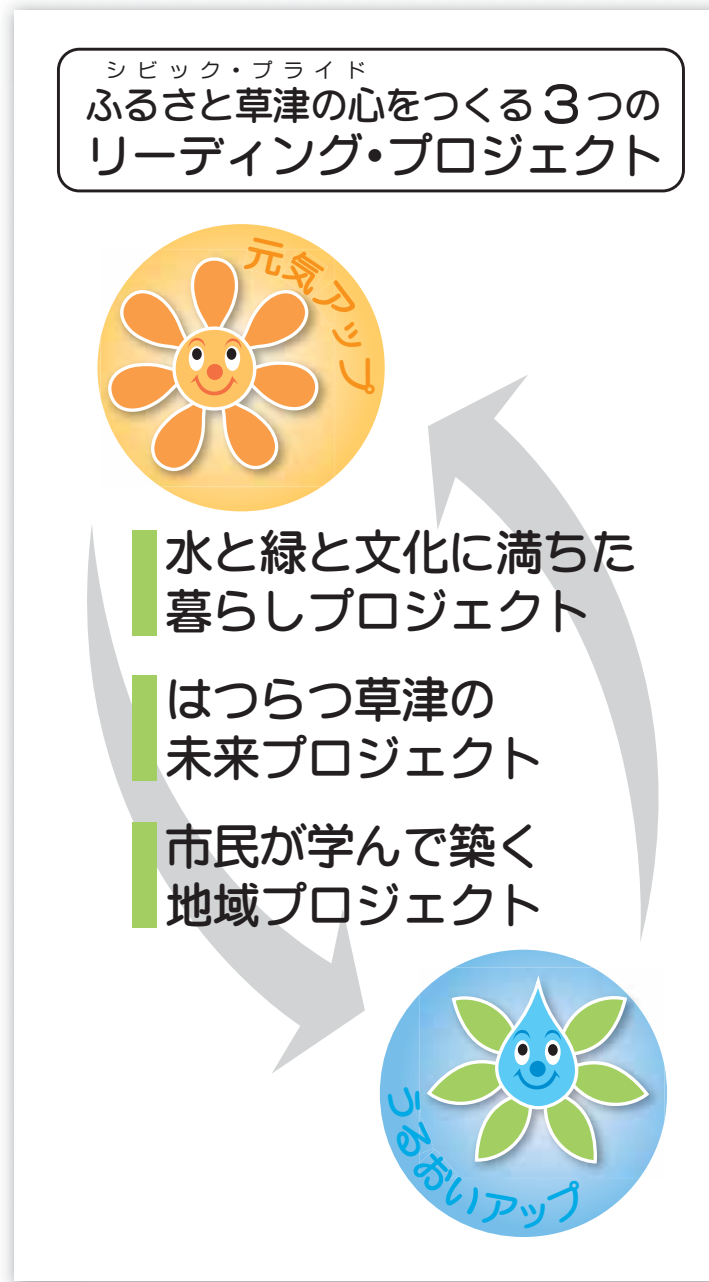
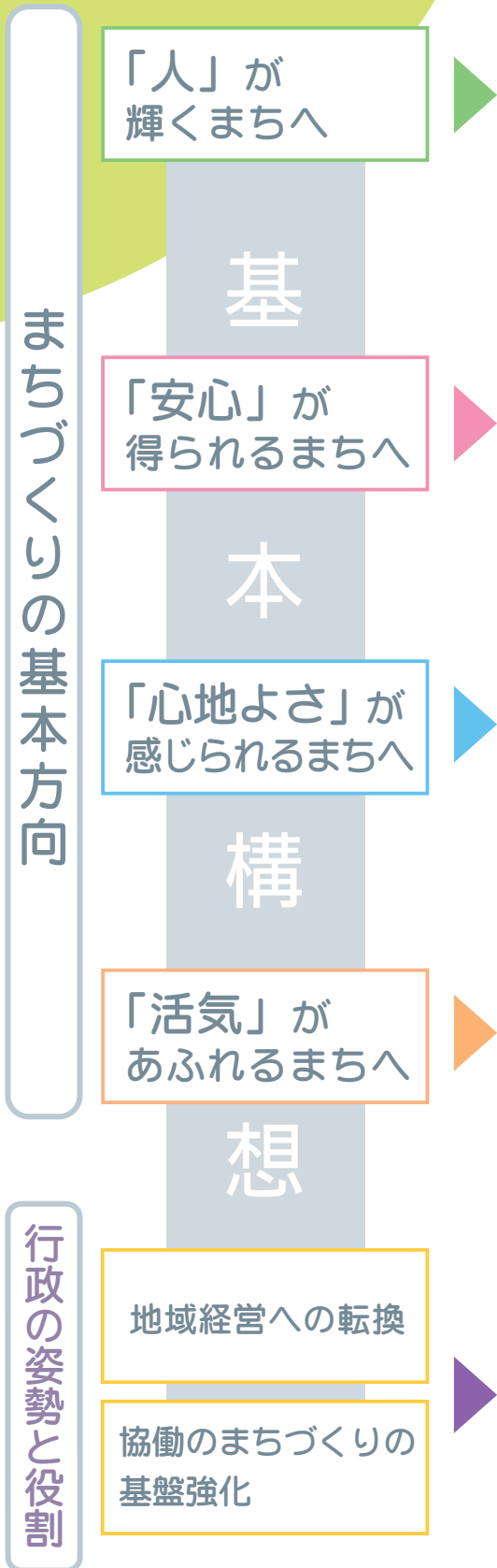
参加から協働へとつながるわかりやすい仕組みをつくることによって、市民のまちづくりに関わる意識を高め、市民による様々な活動がいつそう展開されるよう取り組みます。
とりわけ地域コミュニティによる活動については、その活動が自立したものであることを重視した支援を図っていきます。

基本計画

第1期／平成22(2010)年度から平成24(2012)年度まで
 第2期／平成25(2013)年度から平成28(2016)年度まで
 第3期／平成29(2017)年度から平成32(2020)年度まで

まちづくりの基本方向と基本計画の構成

この計画では、市民と行政の協働の取り組みによって、基本方針ごとに達成目標を設定しています。今後、第1期基本計画に基づくまちづくり全体の進み具合が一覧できるようにし、市ホームページ等を通じた広報を図っていきます。



分野別の施策

人権

- 人権文化の醸成
- 人権の擁護

教育・青少年

- 学校教育の充実
- 学校施設の整備
- 青少年の健全育成

生涯学習・スポーツ

- 生涯学習施設の整備・充実とネットワーク化
- 生涯学習活動の振興
- 地域学習社会の形成
- 市民スポーツの振興

市民文化

- 市民文化の醸成
- 歴史資産の保全と活用

●は基本方針

子ども・子育て

- 母子保健等の充実
- 就学前教育・保育の充実
- 放課後児童対策の充実
- 地域ぐるみの子ども・子育て支援

障害福祉

- 障害のある人の生活支援
- 障害のある人の社会参加の促進

健康・保険

- 市民の健康づくり
- 医療保険制度等の適正運用

防犯・防災

- 災害に強いまちづくり
- 犯罪のないまちづくり
- 治水対策

生活安心

- 生活安定への支援
- 暮らしの安心の確保
- 火葬場・墓地の適正管理と公衆衛生の向上

長寿・生きがい

- いきいきとした高齢社会の実現
- あんしんできる高齢期の生活への支援

地域福祉

- 「地域力」のあるまちづくり

●は基本方針

うるおい・景観

- やすらぎ・憩いの環境づくり
- 良好な景観の保全と創出

環境

- 自然とともに生活する環境づくり
- 環境学習の充実
- 地球温暖化対策への貢献
- 資源循環型社会の構築と廃棄物の適正処理
- 環境汚染・公害への適切な対策

住宅・住生活

- 住まいと住生活の魅力向上
- “まちなか”の魅力向上

道路・交通

- 安全で快適な道路づくり
- 公共交通体系の充実
- バリアのないまちづくり

上下水道

- 水の安定供給
- 汚水の適正処理

●は基本方針

農林水産

- 農業の振興
- 水産業等の振興

商工観光

- 工業の振興
- 商業の振興
- 観光の振興
- 勤労者福祉の増進

コミュニティ・市民自治

- 地域コミュニティ活動の活性化
- 市民活動の活性化
- 市民主体のまちづくりを支援する体制の充実

情報・交流

- まちづくり情報の提供の充実
- 多様な交流活動の展開
- 大学などを生かしたまちづくりの展開

●は基本方針

地域経営の方針

■「公共」の領域の広がりへの対応

- (1) 行動主体の役割分担と協働
- (2) コミュニティの働きの重視

■厳しい財政状況のもとでの行財政マネジメント

- (1) 徹底した行財政改革の推進
- (2) 「選択」と「集中」による事業の重点化
- (3) 行政評価システムの刷新と公会計制度改革
- (4) 自治体運営の自律性の強化
- (5) 公共施設の適正配置および必要経費の平準化
- (6) 近隣自治体との連携強化
- (7) 財務体質の強化

行財政マネジメント

行財政マネジメントの施策

- 市民から信頼される市政運営
- 行財政資源の有効活用

基本計画の位置づけと進捗管理

- 中長期の展望のもとで進める計画
- 「協働」のもとで進める計画
- 行財政システムと連動した計画
- 横断的な推進
- 階層的な評価体系

達成度評価

実行性評価

効率性評価

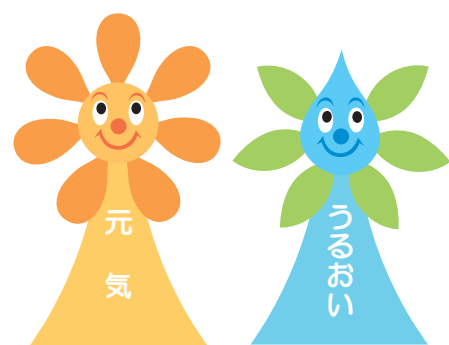
年度末／予算編成

計画期末／計画更新

計画の進み具合の“見える化”

■市民の“高いところざし”のもとで、「元気」と「うるおい」をキーワードとする3つのリーディング・プロジェクトにより、滋賀県を先導する自負と責任を持ちながら、本市の協働のまちづくり・地域経営をけん引し、市民の間に「ふるさと草津の心」を導いていきます。

シビック・プライド
ふるさと草津の心
をつくる **3** つの
リーディング・
プロジェクト



水と緑と文化に満ちた暮らしプロジェクト

中長期の方針

水と緑を生かして地球環境と調和した暮らしが営まれ、様々な文化活動が旺盛に展開されるまちをつくっていきます。

プロジェクトの達成目標

- 環境に関心を持って行動し、暮らす人々が増える
- 水と緑を生かした環境整備が進む
- 市民文化活動に携わる人々が増える

- 市民文化の拠点づくり
- 市民文化を未来につなぐ活動への支援

● 草津川廃川敷地を活用した憩いの空間づくり

- 「くさつエコ・ミュージアム」の展開
- 「うるおいネットワーク」づくり

はつらつ草津の未来プロジェクト

中長期の方針

様々な産業活動の集積・連携・発展を導きながら、草津の“まちなか”を、滋賀の元気を象徴する、人々の活動と交流の舞台としていきます。

プロジェクトの達成目標

- 産業の集積・ネットワーク化と農商工連携が進む
- 滋賀の拠点として草津の“まちなか”が発展する
- 草津の暮らしを楽しむ市民が増え、草津を訪れる人と市民との交流が進む

- 「草津ブランド」の強化
- 市内産業の集積・ネットワーク化の促進

● 滋賀の魅力拠点となる“まちなか”づくり

- 「農」に親しむ交流活動の促進
- 草津の暮らしを楽しむ観光プロデュース

市民が学んで築く地域プロジェクト

中長期の方針

未来を育む力を備えた地域づくり、また、学びあいと助けあいに根ざした安心の市民自治の基盤づくりを進めます。

プロジェクトの達成目標

- あらゆるところでの市民参加・参画が進む
- 子どもの学びと成長が図られる
- 人々の助けあいが進み、安心・安全な地域になる

- 子どもの育ち・学びの応援
- 地域と大学が連携するまちづくり

● 地域社会における“新しい段階”の市民自治づくり

- 地域の「福祉力」の向上
- 地域の防犯・防災力の強化

地域経営の方針

1. 「公共」の領域の広がりへの対応

行動主体の役割分担と協働

これからの「公共」を「協働」によって担う上で、各行動主体の役割を計画の内容として示し、また、地域における様々な行動主体間の「協働」を充実させながら、さらにきめ細かく市民ニーズへの対応を図っていきます。

コミュニティの働きの重視

本市では、これまでから様々なコミュニティが活発な取り組みを行っています。これらコミュニティが「協働による地域経営」の基礎となることから、従来の取り組みをさらに一歩進めて、それぞれのコミュニティ活動がより主体的・能動的に展開されるよう、総合的に支援していきます。

2. 厳しい財政状況のもとでの行財政マネジメント

- (1) 徹底した行財政改革の推進
- (2) 「選択」と「集中」による事業の重点化
- (3) 行政評価システムの刷新と公会計制度改革
- (4) 自治体運営の自律性の強化
- (5) 公共施設の適正配置および必要経費の平準化
- (6) 近隣自治体との連携強化
- (7) 財務体質の強化

「人」が輝くまちをつくるための施策

◆人権

- 人権と平和を尊重する取り組みの推進
- 人権文化を高める市民活動の支援・促進
- 人権教育の推進
- 人権擁護対策の充実
- 人権相談体制の充実

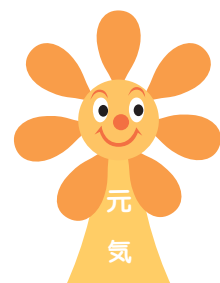
◆男女共同参画

- 男女共同参画推進計画の推進
- ◆教育・青少年
 - 教育内容の充実
 - 児童・生徒の安全・安心の確保
 - 教育研究所の機能充実
 - 教育問題相談体制の整備
 - 教育施設・設備の充実と適切な維持管理・更新

- 青少年教育の充実と社会参加の促進
- 青少年の健全育成に向けた活動への支援
- ◆生涯学習・スポーツ
 - 生涯学習拠点の整備とネットワーク化
 - 活動支援拠点の充実とネットワーク化
 - 生涯学習内容の充実
 - 生涯学習の成果を生かした地域づくり
 - 地域協働合校の展開
 - スポーツの普及促進
 - スポーツに親しむ場の充実

◆市民文化

- “ふるさと草津の心”の醸成
- 文化・芸術の振興
- 文化財調査の推進
- 文化財の保全と継承
- 歴史資産を生かしたまちづくり



「安心」が得られるまちをつくるための施策

◆子ども・子育て

- 小児医療の充実支援
- 母子保健サービスの充実
- 就学前教育の充実
- 保育サービスの充実
- 援助を要する子どもへの支援の充実
- 保育所(園)・幼稚園の施設整備
- 児童育成クラブの充実
- 「放課後子ども教室」の展開
- 子ども・子育て支援、ネットワークの充実
- 児童虐待の防止と早期発見・早期対応
- ひとり親家庭等への支援の充実
- 子育てに伴う経済的負担の軽減

◆長寿・生きがい

- 高齢期の健康・生きがい対策の充実
- 介護予防対策の充実
- 介護保険サービスの充実と適切な利用の促進
- 地域ケアの推進と高齢者福祉サービスの適切な利用の促進
- 認知症対策の充実
- 介護保険制度の適切な運用
- 年金制度の適切な運用

◆障害福祉

- 障害福祉サービス等の充実
- 社会参加と自己実現のニーズへの対応
- 情報・コミュニケーションのバリアフリー化の促進
- 障害と障害のある人への理解の促進

◆地域福祉

- 地域福祉の担い手の育成
- 地域福祉を支えるネットワークづくり
- 地域の力を生かした福祉のまちづくり
- 要援護者支援体制づくり

◆健康・保険

- 健康づくり運動の展開
- 疾病予防対策の強化
- 地域医療体制の充実支援
- 国民健康保険制度の運用
- 高齢者医療制度の周知
- 福祉医療費の助成

◆生活・安心

- セーフティネットの充実
- 市民相談業務の充実
- 消費者保護対策の充実・消費者団体の育成

- 火葬場・墓地の適正管理
- 公衆衛生の向上

◆防犯・防災

- 自主防災体制の確立と市民意識の高揚
- 災害に強い都市基盤の整備
- 消防体制の充実
- 地域防災体制の強化
- 自主防犯活動の展開と市民意識の高揚
- 防犯設備の維持・整備
- 河川・排水路の整備
- 公共下水道雨水幹線の整備

「心地よさ」が感じられるまちをつくるための施策

◆うるおい・景観

- 公園・緑地の整備
- まちなみ緑化の推進
- 水辺空間の活用
- 草津川・鹿川敷地の活用
- 自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成

◆環境

- 生態系の保全
- 自然環境とふれあう機会の充実
- 環境学習の拠点づくり

- 環境学習の内容充実
- 様々な主体が参画するプラットフォームの構築
- 省エネルギーと新エネルギー利用の推進
- 発生抑制・資源化の推進
- ごみの適正処理
- し尿の適正処理
- 環境美化の推進
- 環境汚染等の調査
- 事業所等からの環境負荷対策

◆住宅・住生活

- 良質な住宅資産の形成
- 市街地の整備と土地利用の適切な誘導
- 近隣とともにつくる住生活への支援
- 魅力的な“まちなか”づくり

◆上下水道

- 上水道施設の整備・更新
- 上水道施設の適切な維持管理
- 水道事業の健全経営

- 水洗化の促進
- 下水道の整備と維持管理
- 農業集落排水施設の維持管理
- ◆道路・交通
 - 広域主要幹線道路等の整備促進
 - 幹線道路の整備
 - 生活道路の整備
 - 歩道・自転車道等の整備
 - 安全で快適な道路空間の整備
 - 公共交通の充実
 - 公共交通機関の利便性の向上
 - まちのバリアフリー化の促進



「活気」があふれるまちをつくるための施策

◆農林水産

- 持続的・安定的な農業経営の確立
- 農地の保全と農業的土地利用の増進
- 市民ニーズに応える地産地消の推進
- 「農」のあるまちづくり
- 農業振興のためのネットワーク強化
- 水産業等の経営の安定化
- 漁場環境の保全と漁業資源の確保

◆商工観光

- 研究開発人材の連携と協働の基盤づくり
- 研究開発を中心とした企業(機能)の誘致と集積促進
- ベンチャー企業の誘致と第二創業の支援
- 中小企業の技術向上と経営革新の支援

- 「まちなか」商業の活性化
- 小地域ごとの商業基盤の確保
- 観光資源の開発と草津ブランドの活用促進
- 出会いとふれあいの魅力の発信
- 勤労者への支援

◆コミュニティ・市民自治

- 地域コミュニティ活動の活性化の支援
- 市民活動の活性化の支援
- 市民活動支援拠点の充実とネットワーク

- パートナーシップによるまちづくりの推進

◆情報・交流

- まちづくり情報基盤の整備
- 行政情報の適切な提供
- 多文化交流の促進
- 近隣自治体との連携の強化
- 大学などとの共同研究の充実
- 大学と地域の連携の充実

行財政マネジメント

◆行財政マネジメントの施策

- 行政の透明性の向上と公正の確保
- 行政システム改革の推進と事業の見直し
- 市民窓口サービスの充実
- 執務環境の整備
- 業務の迅速化・効率化
- 政策形成能力の強化
- 財政マネジメント力の強化
- 広域連携の強化

本計画の位置づけと進捗管理

【1】中長期の展望のもとで進める計画

この計画は、「総合計画」の基本計画であり、基本構想期間を通じた視点を持ちます。その上で、各計画期間における施策・事業について、包括的に管理し進めていきます。第1期計画期間については3年ですが、市長マニフェストとの整合を図るため、基準となる計画期間を4年とします。

【2】「協働」のもとで進める計画

計画の推進にあつては「協働」の視点から、市民・地域、事業者等とともに達成目標と行動の指針を踏まえて行動します。

【3】行財政システムと連動した計画

本市におけるすべての事業は、原則的にいずれかの施策の下位に位置づけておりますが、計画期間中に新規の施策・事業を実施する必要が生じた場合には、適切な手順を経て計画に位置づけていきます。主要事業については、実行性の面から確実な進捗管理を行います。

【4】横断的な推進

基本計画において上記の位置づけと進捗管理を図ることから、分野ごとに整理して施策・事業の体系を設計しており、複数分野に関わる事業であっても再掲載を行わず、1つの分野に限って扱っています。実際の施策・事業の推進にあつては、関係各課の連絡・調整を密にし、必要時にはプロジェクトチームなどを編成することとし、分野横断的な対応を適切に図っていきます。

【5】階層的な評価体系

「基本方針」「施策」「事業」の3層での評価体系を備えます。

分野別の施策と行財政マネジメント